◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第605号(R3.5.7)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=1件(4月30日~5月6日分)
- (1) 法人タクシーの衝突事故

2. トピック

- (1)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を一部改訂しました
- (2) 路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について (理化学研究所)
- (3) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)
- (4)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について (再要請)

- 1. 重大事故等情報=1件(4月30日~5月6日分)
- (1) 法人タクシーの衝突事故

4月30日(金)午前0時45分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く法人 タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点にて一時停止の標識を見落とし直進し たところ、左側から当該交差点に進入してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客と運転者が重傷、乗用車の運転者が軽傷を負った。

上記1件の死傷者数計:死亡0名、重傷2名、軽傷1名(速報値)

- 2. トピック
- (1)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を一部改訂しました
- ~船により輸出入されるコンテナを積載する車両の横転事故等防止に向けて~

(配信日: R3.4.23)

国土交通省では、国際海上コンテナの横転事故等を防止するため、荷主、トラック 事業者、運転者等がそれぞれ取り組むことが望ましい措置について記載した「国際 海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸 上における安全輸送マニュアル」を策定しております。

今般、海上コンテナ輸送の関係者が参画する「国際海上コンテナの陸上運送に係る 安全対策会議」において、貨物の適切な積付けに役立ち、トラック運転者が品目や 重量の情報から荷姿を推測できるようにマニュアルを改訂しました。

ガイドライン・マニュアルを活用し、引き続き事故防止にご尽力いただくようお願いいたします。

【改訂のポイント】

国際海上コンテナで輸送される主な品目について、適切な積付の例示、運転時の配 慮事項等を一覧にまとめ、追記

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

「国際海上コンテナの陸上運送の安全対策について」

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03container/index.html

(2)路線バスにおける飛沫感染リスク評価と対策について(理化学研究所) (配信日: R3.3.5)

理化学研究所は3月4日にホームページ上において、路線バスの換気シミュレーション結果を発表しました。

シミュレーションの結果から、

- ①路線バスの換気性能は高い(窓を閉めていても約3.5分、窓を5cm開けると約2.5分で換気。エアコンフィルタの能力向上により、窓開けしなくても約2分で換気可能。)
- ②運転者・乗客のマスクの着用の効果は極めて大きい。 ことが分かりました。

エアコンの防塵フィルタをエアロゾルフィルタに交換することで、真冬や真夏など窓を開けづらい季節でも窓開けと同じような換気ができることとなります。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html

(3) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)

(配信日: R2.11.27)

今般、スーパーコンピュータ富岳を用いて、タクシーの車内における換気性能 や飛沫拡散の状況についてシミュレーションが行われました。

シミュレーションの結果では、タクシーの換気性能は高いこと、運転者・乗客ともにマスク着用の効果は極めて大きいこと等が確認されました。

タクシー車内における感染防止対策については、今般のシミュレーションの結果を踏まえ、車内での感染を防止するために以下の取組を着実に実施いただきますようお願いいたします。

1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、風量を通常レベル以上とすることにより、車内換気を徹底することとし、「内気循環モード」は車内での感染リスクを高める可能性があるため可能な限り利用を避けること。

なお、「外気導入モード」について乗客から苦情が寄せられる場合には、乗客の 安全・健康を損なわないよう配慮しつつ、スーパーコンピュータ富岳のシミュ レーションの結果等も踏まえ、「外気導入モード」による車内換気が有効である ことを丁寧に説明して理解・協力を求めること。

2. 運転者又は乗客が咳をした場合の飛沫の飛散を防ぐため、運転者のマスク 着用を徹底するとともに、乗客にもマスクの着用について理解・協力を求める こと。

〈参考・スーパーコンピュータ富岳によるシミュレーション結果 (理化学研究所ホームページ)〉

→ https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html

(4)事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について (再要請)

(配信日: R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(通達)を発出し、事業者の皆様に、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業

用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。 また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上 回る13件発生しています(速報ベース)。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的 な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底につい て、改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2)確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを 行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確 認を行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

- (https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)
- *ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

- * 自動車局ホームページ
- (https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)
- * 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ホームページ受付
- (https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)
- ・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間) (オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。
